

平成 29 年第一回広陵町議会において 30 議案が提案され(平成 29 年度予算 8 本を除く)日本共産党議員団は 24 議案に賛成し、下記に示す 6 議案に反対しました。論戦のあらましを紹介いたします。

① マイナンバー適用拡大（個人情報保護条例一部改定）はストップ！

平成 28 年 1 月から実施されているマイナンバー制度は最初からトラブル続きです。当初 3000 億円を投じたこの国家的事業は、システム不具合のため 7 回も再起動をかけて修正する羽目になりました。もともと一つの番号で個人情報を集約しようという目的そのものが無理な注文であり、ちょっとしたミスで大量の個人情報漏洩をもたらす危険があることを関係者も指摘をしていたところです。広陵町においては、この条例制定の際に個人情報管理がどのようになっているのか質問したところ、担当の奥田企画部長から何等の問題なく管理をしているものであり、さらに問題発生しないように専門の委員会でサポートしていただいているとの回答があったことを想起します。国民の側からの要望でもなければ広陵町の個人情報管理の必要性もないのに、国がそのように言ってきているからというので進めているこの事業に、広陵町では 5059 万円もの金をかけています。この結果、役場職員や企業経営者の側ではマイナンバーを記載した書類の管理を厳重に行う必要に迫られ新たに仕事が増えた上に、コンビニでの住民票取得が可能になり便利になったと宣伝する割には、発行済み個人カードは 2484 枚で 7.09%に過ぎず、昨年 12 月から今年 2 月までの 3 か月で 84 件の利用にとどまっており町の収入は 3 万円程度です。よく議会の審議でも「費用対効果の視点で」などと言いますが全くの無駄遣いであることが明確ではないでしょうか。

マイナンバーの記載は義務だそうです。勝手なことをいいなさんと言いたい。あまりに説得力のない制度であるだけに、記載しない場合には制裁はありません。道理がないので無理強いできないということであると理解しています。さらに事業主に対しても罰則規定のないことは国税庁の HP においても明らかであり、広陵町議会では奥田企画部長が「未記載でも罰則はない」と明言していることを指摘しておきます。

今回対象とする個人情報の範囲を広げようとしているわけですが、ソフトメーカーの側から言えば、改定のたびにソフトの更新があるので大変有利な話と言うことになりません。その分私たちの町に蓄えた金が消費されるということになります。もうこのあたりで、対象をひろげることは断念すると同時にマイナンバー制度からは全面的に撤退する事を求めて反対討論とします。

② 職員特殊業務手当廃止について企画部と環境部の現状認識が異なる

総務文教委員会での審議はびっくりするものでした。犬猫の死体処理について、提案した企画部ではこの業務を職員が行っていないとの認識ですが、環境部からは住民の方からの緊急の要請に基づいて対応しているとのこと。議案を提案する際に関係部局の協議が整わないままであることから議案としての体をなしておりません。企画部は環境部に実態を確認すべきであったし、反対に環境部は企画部に対して事実を通報すべきものでした。今回については、いったん否決したうえで改めて提案するように求めて反対討論とします。

③ 第4次広陵町総合計画(公共施設の縮減計画含む)後期計画に反対する

あらかじめ議員からの意見を受け付けるように取り計らっていただきましたので、これに8名の議員が応じたとのこと。日本共産党議員団も問題点の指摘にとどまらず新たな提案を含めて町の求めに応じたところ。です。

その中で特に2点申し上げたい。この計画でも人口が減少することを前提に文章を組み立てていますが、結婚したり子どもをもうけることをためらう要因を明確にしてそれへの対応策が必要となっているのに、この計画にはそのような視点が見当たりません。

子ども医療費軽減・就学援助・給付型奨学金制度の拡充・雇用は正社員が当たり前の世の中をつくり可処分所得を増やすこと・消費税の増税中止と減税・廃止・中小企業対策・時間外労働はせいぜい年360時間に抑制すること・保育園の新設と預かり時間の拡大・育児休業や介護休業の充実などやることはたくさんあります。そうしたことを国や県にも働きかけながら、わが町独自制度としても整備する必要があるのではないかと考えます。

さらに、公共施設の縮減計画について、人口減を前提にしながら利用者の少ない場合には施設の廃止も含めて検討してはどうかというのがその考え方です。これは住民の側から望んでするものではありません。あくまで施設の管理上そのようにしてはどうかと町が提起するものであり住民本位の町づくりという原則から逸脱するものです。

計画案には賛成できるものもありますが、大きな問題点をはらんだ計画でもあり、これをそのまま承認するわけにはいきませんので反対します。

④ 認定子ども園条例は制定の必要なし、保育園の建て替えに転換せよ

幼保一元化などと言って、性格や目的の異なる二つの施設を無理やり合同したいという無謀な計画となっています。これまでの審議の中で、保育園型と幼稚園型のクラス編成とすることまではわかりましたが、「同じ地域の子どもたちが同じ場所で一緒に過ごす」という説明に終わっており、教育や保育の本質に触れた議論がなされておらず、そのしわ寄せは当面は教職員に行き、最終的には保護者と子どもたちに行くことを心配しています。審議会の答申ではいずれ民営化することも提起されていることも問題です。

また、議会答弁でも保育園を規定する指針は残り、幼稚園を規定する指導要領は残った上に、認定こども園を独自に規定する法令が存在するとの答弁がありました。こ

れでは何を基準に働いたらよいかさっぱりわかりません。先日研修に伺った奈良市帯解認定こども園では、幼稚園教諭と保育士の間で自らの労働をどのように位置づけたらよいか激しい議論となり、奈良教育大学の幼稚園課程の先生に協力を仰いでようやく制度がスタートしたことが報告されていました。広陵町でも同様の議論になっていることは「何度も関係者で打ち合わせ会議を開いているが未だ結論をまとめるところにまでは至っていない」との答弁でも推定できます。

では、なぜ町は保育園の建て替えを選択せず認定こども園を選択したのかが問われます。保育所の建て替えでなく認定こども園にしようとする大きな原因は、国が保育の負担金を「一般財源化」の名でなくしてしまったことにあります。公立保育所が10年間で約2500カ所も減少しています。これだけ問題が深刻になっているときに、国や自治体が先頭に立たなくてどうするのか。自治体が公立保育所建設を進められるように、国の責任を果たすことを求めます。また土地の確保が大きな課題となっています。国有地の無償提供、土地確保のための国庫助成制度の緊急創設が必要です。公立保育所に対する新たな国の財政支援制度をつくること、公立保育所に対する国の新たな財政支援制度を創設し、保育所の建設や分園の設置・改修への補助、運営費の国庫負担分の復活などを行います。民間の認可保育所の建設等に対しても、助成の拡大、利子補給などの支援措置が必要です。

同時に、地域の保育ニーズと待機児の実態を、国や自治体が正確につかんで、責任をもって対策を進めることを求めています。もう一つの柱が、**保育士の賃上げと配置基準の引き上げ**です。保育士の低賃金は、国の基準が低すぎることによってもたらされています。認可保育所の運営費、いわゆる「公定価格」を算出する際の人件費が低すぎることで、全産業平均より月約10万円も賃金が低い事態をつくりだし、保育士不足の最大の原因となっています。国の基準を直ちに見直すべきです。

保育士の配置基準が実情に見合わないために、賃金を国の基準よりさらに下げて保育士やパートを配置しているために、いっそうの低賃金をつくりだしています。これを放置してきた国の責任は重大です。

○保育士の賃金を引き上げること、○保育士の配置数の適正化など国の運営費を引き上げ、労働条件を改善すること、○保育士の専門性にふさわしい処遇にすることが大事です。国の基準では、経験年数による賃金の上昇は11年たった「頭打ち」という仕組みになっています。経験が大事な仕事であるにもかかわらず、早期退職を前提とする賃金の設定になっています。これを直ちに是正することを求めます。さらに保育士の研修や仕事の準備、事務の時間確保ができる運営費に改善していくことが必要です。さらに支援スタッフ制度を含む非正規の使い捨てをやめ、正規化をすすめることを求めます。

以上の通り、保育園を抜本的に重視し、建て替えるのなら保育園とすることを求め、認定こども園を推進することには反対します。

⑤ 屎尿処理費用 18Lを 170 円から 200 円に改定することに反対する

下水道施設の整備が進み屎尿処理受託企業の経営が厳しくなっているというのが今回の提案理由になっています。しかしながら、町の事業は委託先の経営のためにあるわけではありません。町の事業を成立させるために委託という手法を用いているのではないかと思います。よって委託先が希望すれば、現在町が行っている事業をみなおすことも検討したらよいことだし、基本的には委託を受けるのかどうかという問題になると思います。汲み取りから水洗化は衛生上の改善であり時代の趨勢でもあります。これからも同様の問題が生じてくることも考えられます。そのような中で現在下水道につながることを選択せず、従来からの方式を継続している方はおそらく経費負担やこれからの利用について考えたからこそそのようなになっていると思いますので値上げはなじみません。

下水道が町内面積の 98%をカバーするところまで事業が進んできました。現在汲み取りを選択している方々の意見や見込みを町において確認していただいた上で今後の方針を検討するようにお願いして反対討論とします。

⑥ パークゴルフ場に指定管理者制度導入を行うべきでない

聞いたこともないような和歌山県の社団法人に指定管理を依頼する議案です。パークゴルフ場はオープンしてから1年間は無料にした後に有料にした経緯のある施設です。利用者は現在町外者の方が多くなっているとのこと。

指定管理にしますと、利用料金がどのようになるのか注目されますが、単に業務委託の場合には受託者が自らの収入とすることが出来ないのに対して、指定管理となりますと自らの収入とすることが出来るし、条例の定める範囲で料金設定が可能になります。せっかくオープンして収益も上がっている施設について、町の収入にしないで、聞いたこともないような団体に委ねてよいのかどうか、ここが問われています。せめて町内企業や町内団体への業務委託と言う選択も考えられたのではないかと思います。

しかしながら根本的に言って、これからの公共施設をどのように運営していくのかという問題について、町は指定管理者選定委員会の設置を条例制定してこの方向にシフトしようとしています。直接町が責任を果たす体制を堅持していただきたいと考えます。導入の説明では、民間の活力やノウハウを生かすのだなどと言っていますが、民間の中味はもうけを出すためにどうするのかという視点であって、公共の福祉を増進するために自治体＝町が存在するという地方自治法の根本に立ち返ってみればこうした指定管理者制度は廃止が相当です。よってこの議案には反対です。